

伊賀市自動通話録音警告機貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等の電話機を用いた特殊詐欺による被害を未然に防止するとともに、防犯意識の向上を図るため、警告メッセージ機能及び自動録音機能を有する固定電話接続型の自動通話録音警告機（以下「警告機」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象となる者)

第2条 警告機の貸出しの対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により登録されている者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの高齢者又はこれに準ずる世帯の者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める世帯の者

(貸出しの申請)

第3条 警告機の貸出しを受けようとする対象者は、自動通話録音警告機貸出申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、当該対象者の親族その他市長が適切であると認める者が当該対象者に代わって行うことができる。

(貸出しの決定等)

第4条 市長は、警告機の貸出しの申請があつたときは、その内容を審査し、警告機の貸出しの可否を決定し、自動通話録音警告機貸出決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、自動通話録音警告機運用管理表を作成し、前項の規定により警告機の貸出しの決定をした者（以下「被貸出者」という。）の住所、氏名等の情報を記録し、及び保管するものとする。

(貸出しの内容等)

第5条 市長は、被貸出者に警告機を貸し出すものとする。ただし、市の警告機の保有台数を超える貸出しはできないものとする。

- 2 警告機の貸出しに係る費用は、無償とする。
- 3 警告機の貸出しの台数は、1世帯につき1台とする。
- 4 警告機の貸出しの期間は、前条第1項に規定する通知を受けた日の属する月の翌月か

ら起算して原則6月以内とする。

5 警告機の貸出しの条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被貸出者の属する世帯に設置された固定電話機以外の電話機で警告機を使用してはならない。
- (2) 警告機の利用にかかる電気代は、被貸出者が負担すること。
- (3) 警告機に破損汚損等が発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- (4) 被貸出者の故意又は過失により、警告機が故障又は亡失した場合は、被貸出者が修理費又は再購入価格相当分を実費弁償すること。
- (5) 警告機をこの事業の目的に反して使用し、譲渡し、売却し、又は担保に供してはならない。

(変更事項の届出)

第6条 被貸出者は、申請書に記載した住所、氏名又は電話番号に変更があったときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、警告機の設置状況について必要な調査を行うことができる。

(警告機の返還)

第8条 市長は、被貸出者が次の各号のいずれかに該当するときは、警告機の貸出しの決定を取り消し、警告機を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により警告機の貸出しを受けたとき。
- (2) 対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 第5条第5項第1号又は同項第5号の規定に違反したとき。
- (4) 警告機が不要になったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が警告機を貸し出すことが適当でないとしたとき。

(録音データの取扱い等)

第9条 警告機に保存された録音データの所有権は、被貸出者に帰属するものとする。ただし、市長又は警察が録音データの提供を求めたときは、協力しなければならない。

2 被貸出者は、前条の規定によらず警告機を返還するときは、自らの責任において録音データを消去しなければならない。

(免責)

第10条 市は、取り付けた警告機によって発生した事故等について、賠償の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月17日から施行する。